⑵　総合評価の方法

ア　標準点　⑴に示す評価項目の提案が標準案と同等の場合には、標準点100点を与える。

なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点　施工体制評価点は、⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。

ウ　加算点　加算点は、⑴イ、ウ及びエに示す評価項目について、最大30点を与える。

なお、⑶における審査結果によっては、加算点を減点することがある。

エ　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴に示す評価項目の提案をもって入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決める。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案内容を満たす施工を行うものとする。受注者の責により提案内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額を行う。併せて、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

４　入札手続等

⑴　担当支社等　〒060―0002 札幌市中央区北二条西一丁目（マルイト札幌ビル）　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局契約課　電話011―231―3489　ＦＡＸ011―251―6841

メールアドレス　keiyaku.spp@jrtt.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間　平成27年10月22日（木）から平成28年１月12日（火）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

イ　交付場所　上記４⑴に同じ。

ウ　交付方法　上記交付場所で電子媒体にて交付する。

⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア　提出方法　電子入札システムにより提出書類通知書を送信するとともに、申請書及び資料は、提出場所へ郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）又は持参すること。ただし、１⑼により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、持参すること。

イ　提出期間

㋐　郵送による提出期間　平成27年11月25日（水）午後５時必着。

㋑　持参による提出期間　平成27年10月22日（木）から平成27年11月25日（水）までの休日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

ウ　提出場所　上記４⑴に同じ。

⑷　入札書の提出方法、入札及び開札の日時、場所

ア　入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、１⑼により契約担当役から承諾を得て紙入札に移行した者は郵送（配達証明付郵便に限る。）又は持参すること。

イ　入札及び開札の日時、場所

㋐　電子入札システムによる入札の締切りは、平成28年１月12日（火）正午

㋑　持参の場合は、平成28年１月12日（火）正午までに当機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局契約課に提出すること。

㋒　郵送による入札書の提出期限は、平成28年１月12日（火）正午（郵送による入札の提出場所は、当機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局契約課）

㋓　開札は、平成28年１月13日（水）午前10時　当機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局にて行う。

⑸　工事費内訳書の提出方法　入札に際しては、入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を次により提出すること。

なお、提出された工事費内訳書は、入札書提出期限後直ちに確認するとともに、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

ア　電子入札システムにより入札書を提出する場合は、入札書に工事費内訳書のファイルを同時送付すること。ただし、工事費内訳書ファイルの容量が２ＭＢを超える場合は、別途、郵送（配達証明付郵便に限る。）又は持参すること。

イ　１⑼により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送（配達証明付郵便に限る。）又は持参すること。

⑹　入札執行回数　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

⑺　入札の辞退　入札の執行完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ただし、辞退者に対し詳細な辞退理由書及びその裏付けとなる客観的資料の提出並びにその内容について説明を求める場合があるので、その場合は、辞退者はこれを拒否することができないものとし、拒否した場合は不誠実な行為とみなして指名停止等の措置を行うことがある。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等において不利益を受けることはない。

５　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　免除。

イ　契約保証金　請負代金額の10分の３以上（保証金納付場所　三井住友銀行ベイサイド支店）。ただし、銀行又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札又は工事費内訳書を提出しない者等がした入札は無効とする。

⑷　契約後の技術提案　工事請負契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事内容の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、示方書等による。

⑸　手続きにおける交渉の有無　無。

⑹　契約書作成の要否　要。

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約する予定の有無　無。

⑻　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑼　技術提案資料等のヒアリングを実施する。